

告 示

埼玉県告示第千三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

草加駅高架下店舗

埼玉県草加市氷川町千九百七十外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄

東京都墨田区押上一番二号

（変更後）東武鉄道株式会社 代表取締役 都筑豊

東京都墨田区押上一番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヴィ・ド・フランス 代表取締役 村上知義

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 外 計五十五者

（変更後）株式会社魚力 代表取締役 山田雅之

東京都立川市曙町二丁目八番三号 外 計三十六者

ハ 変更年月日

令和六年二月一日外

ニ 届出年月日

令和六年九月二日

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課